

居宅介護支援事業 西予市社会福祉協議会宇和支所
契約書別紙(兼重要事項説明書)

1 事業者の概要

法人名	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会
法人所在地	愛媛県西予市野村町野村12号15番地
電話番号	0894-72-2306
法人代表者	会長 宗正弘
設立年月日	平成16年4月1日

2 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会 宇和支所
事業所所在地	愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目746番地
電話番号	0894-62-3750
管理者氏名	楠 千津 (くすのき ちづ)
事業所番号	3871400069
通常の事業の実施地域	愛媛県西予市
事業所の運営方針	<p>事業所の介護支援専門員は、要介護状態等にある利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から提供されるよう必要な援助を行います。</p> <p>事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者等との綿密な連携のもと、総合的なサービスが提供されるよう、常に公平中立な援助に努めます。</p>
開設年月日	平成16年4月1日

3 職員の勤務体制

職 種	人数	勤務形態	業 務 内 容
管 理 者 (主任介護支援専門員)	1名	常勤で兼務	西予市社会福祉協議会長の命を受けて事業所の従業者の管理及び職務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
介護支援専門員	3名 以上	常勤で兼務1名 常勤で専従2名以上	介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供を行う。

4 営業日及び営業時間

営 業 日	天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き、月曜日から金曜日までとします。ただし、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は休業します。
営業時間	午前8時30分～午後5時15分。ただし、電話等により常時受付可能な体制とします。

※必要のある場合は、希望により上記にかかわらず対応します。

5 指定居宅介護支援の提供方法及び内容

- (1) 相談場所（利用者宅、事業所相談室等）
- (2) 利用者本人・家族等の状況把握及び希望等の調査（アセスメント）
- (3) アセスメント方式は居宅サービス計画ガイドラインを用います。
- (4) サービス担当者会議の開催
- (5) 居宅サービス計画の原案作成
- (6) 居宅サービスの調整
- (7) 居宅サービス計画の説明・同意及び交付
- (8) 居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）
 - ① 少なくとも1ヶ月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接します。
 - ② 少なくとも1ヶ月に1回、モニタリングの結果を記録します。
- (9) 居宅サービス計画の変更

- (10) 居宅生活上の問題等への助言
- (11) その他 (1) から (10) に属さない居宅生活上の支援
- (12) (1) から (11) の内容は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に基づき、指定居宅介護支援の提供等を行います。
- (13) 病院または診療所への入院時に、担当の介護支援専門員の氏名等を入院先の医療機関に提供するよう依頼します。
- (14) 居宅サービス計画の作成にあたっては利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、選定理由の説明を求めることが可能です。当事業所の利用状況は資料①の通りです。

6 指定居宅介護支援の利用料等

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、西予市の窓口指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 利用料金

◆居宅介護支援費 (I)

(i)	介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が45件未満である場合又は45件以上である場合において、45件未満	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
(ii)	介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が45件以上である場合において、45件以上60件未満の部分	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
(iii)	介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が45件以上である場合において、60件以上の部分	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

◆居宅介護支援費 (II) 通信機器の活用又は事務職員の配置を行っている場合

(i)	50件未満	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
(ii)	50件以上60件未満の部分	要介護1・2	527単位

		要介護 3・4・5	683 単位
(iii)	60 件以上の部分	要介護 1・2	316 単位
		要介護 3・4・5	410 単位

(2) 加算について

初回加算	新規として計画を作成した場合	300 単位/月
入院時情報連携加算 (I)	入院した日のうちに ※入院日以前の情報提供を含む ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院の場合は入院の翌日を含む	250 単位/月
入院時情報連携加算 (II)	入院した日の翌日又は翌々日に ※営業時間終了後に入院した場合であって入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	200 単位/月
退院・退所加算 (I) イ	連携 1 回 カンファレンス無	450 単位/回
退院・退所加算 (I) ロ	連携 1 回 カンファレンス有	600 単位/回
退院・退所加算 (II) イ	連携 2 回 カンファレンス無	600 単位/回
退院・退所加算 (II) ロ	連携 2 回 カンファレンス有	750 単位/回
退院・退所加算 (III)	連携 3 回 カンファレンス有	900 単位/回
通院時情報連携加算	(利用者 1 人につき月 1 回を限度)	50 単位/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	(利用者 1 人につき月 2 回を限度)	200 単位/回
ターミナルケアマネジメント加算		400 単位/月

◆特定事業所加算

算定要件	加算 I 519 単位	加算 II 421 単位	加算 III 323 単位	加算 A 114 単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2 名以上	1 名以上	1 名以上	1 名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3 名以上	3 名以上	2 名以上	常勤: 1 名以上 非常勤: 1 名以上

(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的開催すること	○	○	○	○
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×	×	×
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修会等に参加していること	○	○	○	○
(9) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること	○	○	○	○
(11) 介護支援専門員実務研修における科目等「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験合格発表日から適用)	○	○	○	○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○ 連携でも可

(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○
---	---	---	---	---

◆特定事業所医療介護連携加算

前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上	125 単位
前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定	
特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること	

(3) 減算について

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	200 単位/月 減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数の50% に減算
業務継続未実施減算	以下の基準に適合していない場合 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること	所定単位数の1.0% を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ・虐待の防止のための指針を整備すること ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと	所定単位数の1.0% を減算

※当該事業所における特定事業所集中減算状況について資料①にて説明いたします。

(4) 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	対象となる利用者 ・ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ・ 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者	所定単位数の95% を算定
------------------------	--	----------------------

(5) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費をご負担いただきます。なお、本会が所有する自動車を使用した場合の交通費は、無料といたします。

上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものといたします。

(6) 解約料

利用者はいつでも利用契約を解約することができ、それに伴う解約料は一切かかりません。

7 利用料等の支払方法

前記の 6 の (5) の利用料が発生した場合は、1ヶ月ごとに計算し請求しますので、ご利用月の翌月末日までに次のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア ご利用者の金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関は、次のとおりです。 郵便局、伊予銀行、愛媛銀行、東宇和農業協同組合 ※ 引き落とし手数料は事業者が負担いたします。 イ 事業者指定の金融機関口座へのお振込み 事業者が指定した金融機関へお振込みいただきます。 お振込みにかかる手数料は、ご利用者にご負担いただきます。 ウ 事業所への現金払い
--

8 緊急時等における対応方法

- (1) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。
- (2) 介護支援専門員は、利用者及びその家族等に対し、緊急時の対応について事前に助言等の援助を行います。

9 秘密保持

- (1) 介護支援専門員及び事業所の関係職員（以下、「従業者」という。）は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持します。
- (2) 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容としております。
- (3) 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族等の個人情報を用いませぬ。

10 苦情処理の体制等

事業者は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談・苦情窓口を設置しています。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するとともに、その改善に努めます。

○ サービス内容に関する相談・苦情窓口

当事業所の指定居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づく提供サービスについての相談・苦情は下記まで。

- | |
|--|
| ・担 当：楠 千津（くすのき ちづ） |
| ・電 話：0894-62-3750 ・FAX：0894-62-7735 |
| ・受 付：6ページ記載の「4 営業日及び営業時間」 |
| *月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 |

上記以外にも、次のような相談窓口があります。

西予市福祉事務所 長寿介護課 介護保険係	所在地：愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 電 話：0894 - 62 - 6406 F A X：0894 - 62 - 6543 受 付：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
----------------------------	--

愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地：愛媛県松山市高岡町101番地1 電話：089 - 968 - 8700 F A X：089 - 968 - 8717 受付：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
愛媛県社会福祉協議会運営適正化委員会	所在地：愛媛県松山市持田町三丁目8番15号 電話：089 - 998 - 3477 F A X：089 - 921 - 8939 受付：月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分

11 事故発生時の対応及び損害賠償

- (1) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、当該利用者の家族等、当該利用者にかかる指定居宅サービス事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置等を記録し、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、利用者に生じた損害について不可抗力による場合を除き、賠償する責任を負います。ただし、利用者またはその家族等に故意または重大な過失がある場合は、損害賠償責任を減らすことができます。
- (3) 事業者は、次に掲げる損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保 險 名	社協の保険
賠償補償の内容	社会福祉協議会の事務所の内外を問わず、社会福祉協議会及びその役員・職員が業務遂行上、第三者の身体または財物に損害を与え、その結果、法律上の賠償責任を負った場合にその損害を補償します。

12 虐待防止に関する事項

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- ア 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- イ 虐待防止のための指針の整備

ウ 虐待を防止するための定期的な研修（年1回以上）の実施

エ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待防止に対する担当者	管理者 網干 由美子
-------------	------------

- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

13 身体的拘束等の適正化

- (1) 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するため緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- (2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、以下を記録する。
- ア 身体拘束等の態様・時間・利用者の心身の状況
 - イ 身体拘束等を行わざるを得ない緊急やむを得ない理由
 - ウ その他必要な事項

14 業務継続計画の策定等

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

15 衛生管理等

- (1) 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ア 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- イ 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ウ 事業者において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(説明者)

私は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

介護支援専門員 _____ (印)